

Raw material/ingredient information

原材料、成分情報を入力します。

- ③⑦ 中国へ輸出する具体的な製品
①⑥で入力した製品から選択します。
複数の製品を申請している場合は製品毎に③⑧～④①を入力します。
- ③⑧ 原材料/成分名
- ③⑨ 原材料の原産国（地域）
- ④① 製品に含まれる原材料・成分の割合
複数の原材料がある場合は【+ADD】ボタンを押して行を増やしてください。

Production correspondence

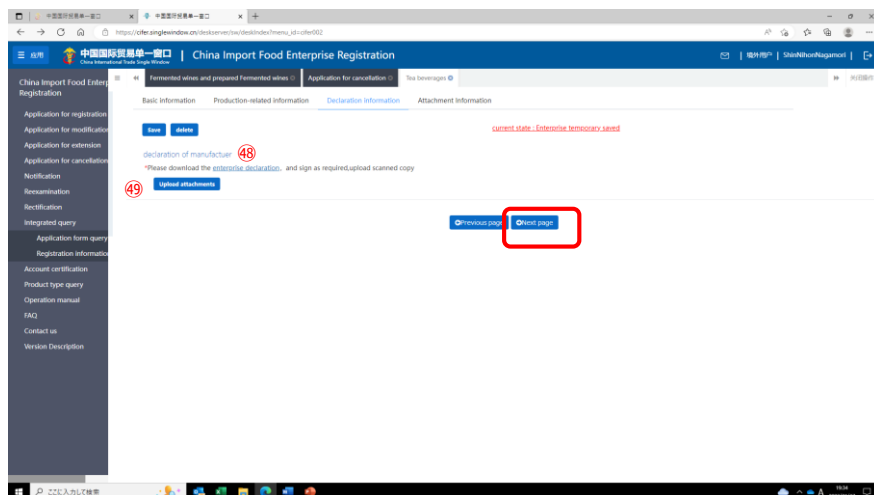
（生産対応）：原材料サプライヤーや製造工程の一部を外部に委託している場合等があればその企業情報を入力します。

- ④① 中国へ輸出する具体的な製品
①⑥で入力した製品から選択します。
- ④② 関連企業の種類
- ④③ その他の関連企業の種類（④②でotherを選択した場合）
- ④④ 関連企業名
- ④⑤ 関連企業の所在国（地域）での登録番号取得の有無
- ④⑥ 関連企業の所在国での登録番号（④⑤でYesの場合）
- ④⑦ 関連企業の中国での登録番号取得の有無

Saveを押す

(3) Declaration information

: 宣言情報の入力



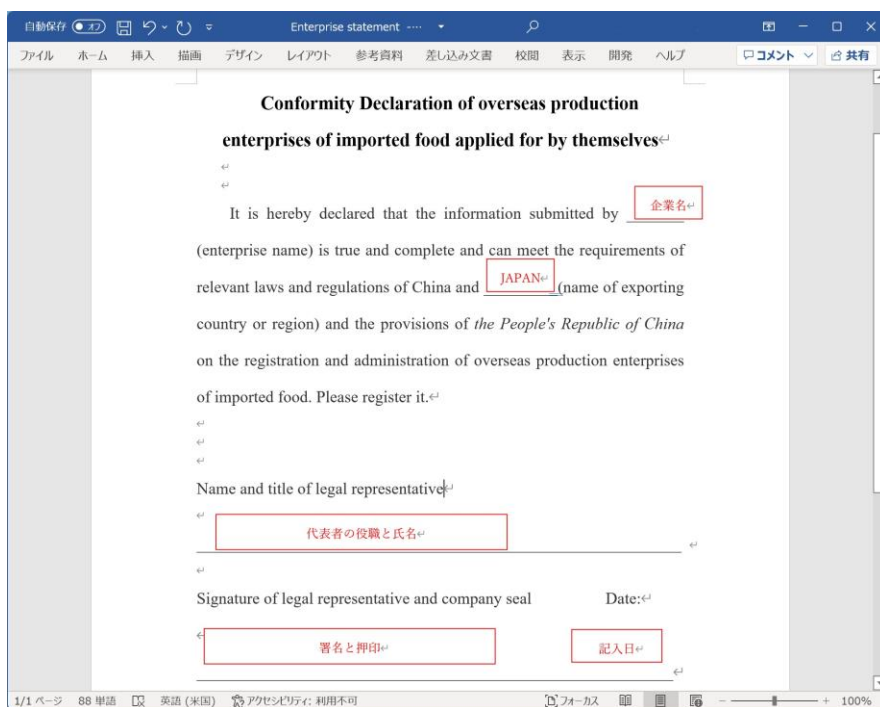
企業登録管理規定の要件に適合することを誓約する企業の声明書を添付します。

④8 Clickしてenterprise declaration ファイルをダウンロードします。

④9 ファイルに記入、署名押したものを Upload attachmentsより upload します。

Next pageで次のページへ

enterprise declarationファイルに記入し、添付します



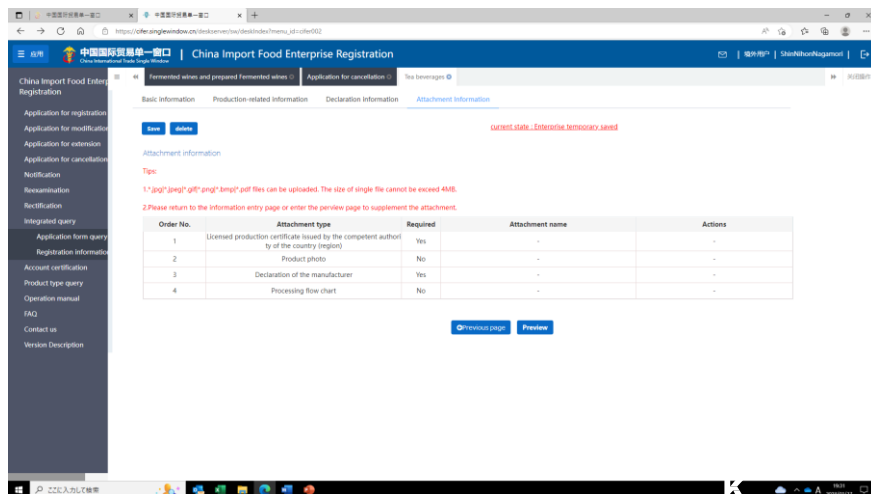
Conformity Declaration of overseas production enterprises of imported food applied for by themselves

It is hereby declared that the information submitted by (enterprise name) is true and complete and can meet the requirements of relevant laws and regulations of China and (name of exporting country or region) and the provisions of the People's Republic of China on the registration and administration of overseas production enterprises of imported food. Please register it.

Name and title of legal representative

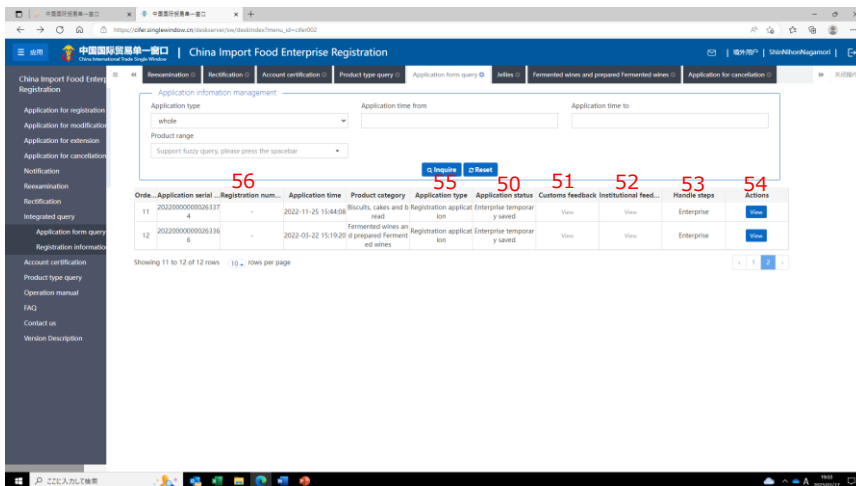
Signature of legal representative and company seal Date:

(4) Attachment information の確認



(1)から(3)で upload した添付ファイルを一覧で確認し、【Preview】を押します。
(1)から(4)のページが1ページにまとめられて表示されます。
すべての登録内容を確認し、良ければ一番下の【Submit】を押すと、申請が完了します。

申請後の進捗の確認方法：Application form query



メインメニューのIntegrated queryの中のApplication form query から申請したApplication の状況を確認することができます。

50 Application status

現在の申請のステータス表示します。
承認されるとステータスは【Approved】になります。

51 Customs feedback

差し戻しなどで中国海関からのコメントがある場合、Viewを押すとコメントを読むことができます。

52 Institutional feedback

差し戻しなどで主管当局からのコメントがある場合、Viewを押すとコメントを読むことができます。(9条品目では使用しません)

53 Handle steps

作業の状態がどこにあるかを示します。

54 Actions

Viewを押すとApplicationを開きます。
申請中は入力内容を編集することは出来ません。(閲覧のみ可能です。)

55 Application type

申請したApplicationの種類を示します。

56 Registration Number

申請が承認 (Approved) されると登録番号が表示されます。
登録番号はCJPNから始まる番号です。

変更(追加)申請の方法

承認を受けた後に、承認を受けた商品と同じ Category に別商品を追加することができます。

Application for modification から変更(追加)申請を行います。

※一度申請したApplicationは審査が終了するか差し戻されるまでは編集が出来なくなります。

Supporting Materials to modify information (変更内容を補足する資料)

Application for modification では、最後に変更内容を補足する資料の添付が必須となっています。当局の説明によると変更内容を説明することのできる資料であれば書式は問わないとのこと。変更内容の説明、理由、根拠などを説明する資料を作成して添付してください。

変更申請するとApplication form queryにChange applicationが追加され、変更が承認されるとステータスは【Approved】となり、変更申請が完了します。

よくある質問

質問	回答
どういう企業がシングルウィンドウへ登録が必要ですか？	中国へ輸出する食品等を製造、加工、貯蔵する企業が対象です。
食品添加物や食品包装材などの製造、加工、貯蔵企業も対象でしょうか？	食品添加物や包装材などの食品関連製品については対象外です。
輸出する商品の HS/CIQコードがわかりません。	HS/CIQ コードはシングルウィンドウ内の Product type query で検索することができます。どの HS/CIQコードを選択するのが適切かについては日本側では判断がつかみませんので、中国の輸入者を通じて中国海関に確認するなどして決定してください。
これまで使用していた HS コードが Product type queryで検索しても出てきません。	中国当局によると、Product type query にない HS/CIQ コードはシングルウィンドウでの登録はできないとのことです。その場合の対処方法については不明です。HS/CIQ コードは現在頻繁に変更・追加されているようなので、中国海関に個別に相談するなどしてください。
アカウントのパスワードを忘れてしまいました。	Login 画面の左下の【Forgot password】から password の再設定をしてください。
承認を受けた後に登録した内容が一部間違えていることがわかりました。どのように修正すればよいですか？	承認後の情報変更は Application for modification より行います。Application for modification の中で編集可能になっている項目であれば編集し、変更申請をして承認を受けてください。なお新規定 逐条解説などによると、製造施設の住所変更、代表者の交代、所在国（地域）の登録番号の変更などの重要な情報については変更申請はできず、新規登録申請を行わなければならないとされています。これら重要情報の変更による新規登録申請の手順については、公式マニュアルなどにまだ情報がなく詳細は不明です。
シングルウィンドウへの登録の有効期限は？	登録有効期限は5年間です。継続登録申請は Application for extension より行うものと思われますが、まだ公式マニュアルなどに情報がなく詳細は不明です。
シングルウィンドウに関して中国当局へはどのように問い合わせをすればよいか？	Contact us において、シングルウィンドウに関する技術的な問題の問い合わせ先として eport@chinaport.gov.cn が公開されています。また中国海関総署のホットラインが開設されています。（中国語のみ対応、農林水産省 HP に番号掲載） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html

お問合せ窓口

農林水産省では新規定への対応のため、専用窓口を設け、
食品事業者の皆様の申請手続きに対応いたします

中国向け輸出食品の製造企業登録
(企業自ら中国政府に登録が求められる品目)
の制度に関するお問合せ

専用窓口（委託先）：一般財団法人新日本検定協会 食品営業グループ

TEL 045-273-1408

メールアドレス sk-exportfd@shinken.or.jp